

生駒市教育委員会規則第7号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「、命令及び滞納処分」を「及び命令」に改め、同条第14号中「1件100万円以上500万円未満」を「滞納処分、欠損処分及び1件100万円以上1,000万円未満」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号を同条第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件100万円以上5,000万円未満のものに関する事。

(17) 支出負担行為（市長、副市長、教育長及び部長の決裁に係るものに限る。）の減額に関する事。

第7条第12号を同条第14号とし、同条第11号中「200万円」を「500万円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 1件50万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

第7条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 部長の宿泊を伴わない出張命令に関する事。

第 7 条の 2 第 4 号中「前条第 6 号」を「前条第 7 号」に改める。

第 8 条第 4 号及び第 1 2 条第 3 号中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 7 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。